

議案第 56 号

議決第 号

始良市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例の件

始良市収入印紙等購買基金条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 16 日 提出

始良市長 米丸 麻希子

始良市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

始良市収入印紙等購買基金条例（平成 30 年始良市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、鹿児島県収入証紙」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。